(案)

協定書

札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業要綱(改正 令和2年4月1日保健福祉局長決裁。以下「要綱」という。)に基づく施術(以下「施術」という。)に関し、札幌市長(以下「甲」という。)と【施術所名】【開設者名】(以下「乙」という。)との間に、次のとおり協定を締結する。

- 第1条 乙は、施術に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する 法律(昭和22年法律第217号)及びこれに基づく法令並びに要綱の規定により課せ られた義務を遵守するものとする。
- 2 乙は、札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の利用者(以下「利用者」 という。)に対し次に掲げる法律に基づく療養費の支給又は医療の扶助が適用され る場合は、助成の対象としない取扱いであることを教示しなければならない。
 - (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
 - (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
 - (8) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
- 3 乙は、甲が行う健康の保持・増進に関連する啓発事業等に協力することに努めなければならない。
- 第2条 乙は、札幌市はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の利用者(以下「利用者」という。)に対する、はり、きゅう、あん摩マッサージ指圧又は、これらの施術を併用した施術を行うものとする。
- 第3条 前条の規定による施術に要する料金は、施術1回につき3,000円とする。ただし、乙が利用者に対し施術を行う前にその内容等を十分に説明し了解を得た上で、

- 3,000円を超える料金とすることは妨げない。
- 第4条 乙は、利用者に対して施術を行った場合には、利用者から札幌市はり・きゅう、マッサージ施術料助成券(以下「助成券」という。)を受領して、前条の規定による施術料から助成額を差し引いた額を徴収するものとする。
- 2 乙は、前項により利用者から助成券を受領する時は、利用者が助成券の記名者本 人であること及び現に札幌市内に居住していることを確認しなければならない。
- 3 乙は、第1項による施術料を徴収した場合、利用者に対し領収書を交付しなければならない。
- 第5条 乙は、施術料助成の請求をする場合は、乙が各月分の施術に係る支給申請書 に係る点検を行ったうえ、集計し、利用者から受領した助成券を添えて翌月15日(休 日の場合は前日)までに甲の指定する場所に提出しなければならない。
- 第6条 甲は、前条の書類の提出を受けたときは、審査の上、正当な請求と認める請求を提出した翌月の20日(休日の場合は前日)までに乙に一括して支払うものとする。ただし、甲において特別の理由があるときは乙と協議の上支払期限を延長することができる。
- 2 甲は、乙に不正請求等の疑義があると判断した場合には、甲の調査期間中、前条 第1項による支給申請書について、施術料助成の支払いを一時保留することができ る。
- 3 乙は、前号に掲げる甲の調査に協力しなければならない。
- 4 乙は、甲の調査の結果、不正請求等が判明した場合には、甲に与えた損害を速や かに賠償しなければならない。
- 第7条 甲が乙に対して取扱施術者の指定を取消し又は期間を定めて指定を停止したときには、甲は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。
- 2 乙は前項の通知を受けたときは、取扱施術者指定証を回収し甲に返納しなければ ならない。
- 第8条 乙は別記1「個人情報保護取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から 年 月 日とする。ただ し有効期間の満了の1月前までに、甲、乙いずれか一方から何等の意思表示がない ときは、更に1年間引続き効力を有するものとし、以後この例による。

第10条 この協定に定めがない事項については必要の都度甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し双方記名押印の上各1通を 所持するものとする。

年 月 日

札幌市中央区北1条西2丁目 甲 札幌市 代表者 札幌市長 秋元 克広

別記1

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 乙は、この協定による施術を行うに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この協定による施術を行うに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、その使用する者がこの協定による施術を行うに当たって知り得た個 人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても、また、 同様とする。

(複写、複製の禁止)

第4 乙は、この協定による施術を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 乙は、この協定による施術を行うに当たって、甲から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 乙は、この協定による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、提供する目的が完了した後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 乙は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は、生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(協定の解除及び損害賠償)

第8 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、協定 の解除及び損害賠償の請求をすることができる。